

平成 29 年 1 月 10 日

各 位

株式会社 鳥取銀行

## 一時払個人年金保険の新商品取扱開始について

株式会社 鳥取銀行（頭取 平井 耕司）は、平成 29 年 1 月 16 日（月）より、個人年金保険「プレミアストーリー」の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

このたび取扱いを開始する「プレミアストーリー」は、一時払保険料を米ドルまたは豪ドルで運用し、毎年外貨建で決まった年金額を受取ることができる一時払個人年金保険です。受取期間中に万一の場合があっても、契約時に指定したご家族が残りの年金を受取ることができます。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインナップの充実に努めてまいります。

### 記

#### ○商品概要

商品名	プレミアストーリー	
商品分類	通貨指定型個人年金保険	
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社	
商品の主な特色	<ol style="list-style-type: none"> <li>一時払保険料を豪ドルまたは米ドルの好金利で運用します。</li> <li>契約時に年金額と年金受取総額が外貨建で確定します。</li> <li>年金は 1 年後から円貨でも受取りが可能です。</li> <li>年金受取期間中に受取人が死亡した場合、契約時に指定した後継年金受取人が残りの年金を受取ることができます。</li> </ol>	
年金受取期間および契約年齢	ご契約時の年齢	選択できる受取期間
	0～89 歳	20 年、25 年、30 年
	0～86 歳	20 年、25 年、30 年、35 年
	0～81 歳	20 年、25 年、30 年、35 年、40 年
一時払保険料	300 万円以上 5 億円以下（1 万円単位）	
据置期間	1 年	
諸費用 （この保険に係る費用は、右記の費用の合計になります）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご契約の締結の際、契約時費用（年金受取期間 20 年の場合は 6.5%、25 年以上の場合は 8.5%を基本保険金額に乗じた金額）を一時払保険料から控除します。</li> <li>●死亡給付金を支払うために必要な費用、およびご契約の維持などに必要な費用 積立利率および年金額の計算にあたって、死亡給付金を支払うための費用およびご契約の維持などに必要な費用をあらかじめ差し引いております。また、年金受取期間中の毎年の年金支払日に、保険契約関係費（年金管理費）として、受取年金額に対して 0.4%をご負担いただきます。</li> <li>●通貨を換算する場合の費用 「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」などの「特約の為替レート」は、為替手数料として TTM との差額（25 銭～50 銭）を反映した</li> </ul>	

	<p>レートであり、その差額はお客さまの負担となります（「特約の為替レート」は、2016年8月現在の数値であり、将来変更することがあります）。</p> <p>●この他に外貨のお取扱いに必要な費用を負担していただくことがあります。</p>
解約する場合などのリスクについて	<p>●市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を、解約返還金額や年金の一括受取金額などに反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。</p> <p>●残りの年金を一括で受け取る場合、すでにお受け取りいただいた年金受取総額との合計額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。</p>
為替リスクについて	<p>為替相場の変動により、お受取り時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金合計額、死亡給付金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。</p>

**ご留意いただきたい事項**

- 保険商品は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 保険商品は保険会社を引受会社とする商品で、当行は保険契約締結の媒介をおこないます。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険商品のお申込みの有無が当行とお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、事前にお客さまから書面により同意をいただいた上で、当行とお客さまのお取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について必要な範囲において利用する場合があります。また、当行取扱の保険商品をご契約いただいた場合、お客さまのご契約内容、申込書記載事項、その他知り得た情報を必要な範囲において銀行業務に利用する場合があります。
- ご契約の際には「契約概要・注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」にて内容を説明させていただきます。商品の仕組み、商品内容について十分ご理解の上、ご自身でご判断下さい。
- 法令等の定めにより、法人のお客さまを契約者とする個人年金保険の募集に際し、お客さまが当行のご融資先である場合、または当行にご融資をお申し込み中の場合につきましては、保険募集ができないこととされております。
- ご契約に際しては、必ず生命保険募集人資格を持つ募集人にご相談ください。

**【その他ご注意事項】**

- 当資料は、ニュースリリースとして鳥取銀行が作成した資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載されている各事項は、作成時点でのものであり、予告なしに変更する場合があります。

以上

≪本件に関するお問合せ先≫  
 個人金融部（谷口）・経営統括部（高橋）  
 TEL0857-37-0228・0260